1 競争入札参加資格者名簿について

1. 建設工事

この名簿は、八戸市が発注する建設工事の請負の競争入札参加資格者の名簿です。 有効期間は1年間(令和5年6月1日から令和6年5月31日まで)です。

- (1)番号は、「業者名」を50音順に並べた場合の整理番号です。
- (2)参加資格の表示は、次のとおりです。
 - ・「土木」の工事種別に登録されている場合は、等級(特A, A, B, C, D)、
 - 「建築」の工事種別に登録されている場合は、等級(特A, A, B, C)、
 - ・「電気」、「管」の工事種別に登録されている場合は、等級(A. B. C)、
 - 「舗装」の工事種別に登録されている場合は、等級(A. B. C. D)、
 - · その他の工事種別に登録されている場合は、 "○"で表示しています。

〇 等級格付の決定方法

等級の認定は、経営事項審査の総合評定値(客観点数)で行っています。

ただし、市内の業者で次の各項目に該当する場合は、当該各項目に定める数値(主観点数)を加えた合計値(総合点数)で行っています。

項目	数値
(1) エコアクション21認証取得状況に関する事項	
資格審査の基準日において、一般財団法人持続性推進機構 によるエコアクション21の認証・	
登録を受けている場合	5
(2)除雪業務の請負実績に関する事項	
資格審査の基準日の属する年度(令和4年度)において市内の国道、県道、市道の除雪の	20
実績がある場合	

(3) 工事成績評定点に関する事項	区分				
資格審査の基準日 の属する年度及び その 前年度(令和3年度~ 令和4年度)に完成検査が終了した八戸市発注工事について、工事	平均値が81点以上	15			
市和4年度)に光成機宜が終了したバ戸市光圧工事に りいて、工事 成績評定を受けている場合	平均値が76点以上~81点未満	10			
	平均値が71点以上~76点未満	5			
〇 工事成績評定結果に係る主観点数の算出方法	平均値が65点以上~71点未満	0			
┃ ┃ 各業者の過去2年間における工事成績評定点の平均値(各工事種	平均値が60点以上~65点未満	-5			
別ごと)を算出し(小数点以下切り捨て)、その平均値の区分に応	平均値が50点以上~60点未満	-10			
した数値を加算します。 	平均値が50点未満	-15			
	工事成績評定を行っていないとき 又は完成工事がないとき	0			
(4)災害対応協力業者に関する事項					
市と「災害時における支援協力に関する協定書」又は「大規模災害	時における建築物等の解体				
撤去に関する協定」を締結した団体の会員である場合					
(資格審査の基準日において、当該団体の会員である場合に限る。)					
(5) 障がい者の雇用に関する事項					
資格審査の基準日において、障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項の規定による					
報告の義務がある者であって、資格審査の基準日の直近の報告において同条第2項に規定する					
障害者雇用率を達成しているもの又は当該報告の義務がない者であっ	て、 資格審査の基準日				
において障害者を1名以上常時雇用しているものである場合		5			
(6)継続教育に係る学習プログラムの受講に関する事項	取得単位等の合計				
・資格審査の基準日において所属する職員が、資格審査の基	100ユニット以上	10			
準日の前日から起算して5年前の日までの間に一般社団法 80ユニット以上100ユニット未満					
人全国土木施工管理技士会連合会の認定した継続教育に係 60ユニット以上80ユニット未満					
る学習プログラムを受講した場合、職員ごとの取得ユニッ 40ユニット以上60ユニット未満					
トの合計に応じて右のとおり加算します。 20ユニット以上40ユニット未満					
※加算対象は土木工事のみ 1ユニット以上20ユニット未満					

・資格審査の基準日において所属する職員が、資格審査の基 準日の前日から起算して5年前の日までの間に公益社団法 人日本建築士会連合会又は建築CPP運営会議の認定した 継続教育に係る認定プログラムを受講した場合、職員ごと の取得単位の合計に応じて右のとおり加算します。 ※加算対象は建築工事のみ ・資格審査の基準日において所属する職員が、資格審査の基 準日の前日から起算して5年前の日までの間に公益社団法 人日本造園学会の認定した継続教育に係る認定プログラム を受講した場合、職員ごとの取得単位の合計に応じて右のとおり加算します。 ※加算対象は建築工事のみ ・資格審査の基準日において所属する職員が、資格審査の基 を受講した場合、職員ごとの取得単位の合計に応じて右のとおり加算します。 ※加算対象は造園工事のみ ・この単位以上250単位未満 ・100単位以上250単位未満 ・200単位以上250単位未満 ・100単位以上150単位未満 ・200単位以上150単位未満 ・200単位のようは、は対しに対しまする。 ・200単位以上150単位未満 ・200単位以上150単位表満 ・200単位以上150単位表満 ・200単位のようは、は対しに対しに対しまする。 ・200単位のようは、対しに対しに対しまする。 ・200単位のように対しに対しに対しは対しに対しに対しまする。 ・200単位のように対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに対しに						
及日本建築士会連合会又は建築CPD運営会議の認定した 継続教育に係る認定プログラムを受講した場合、職員ごと の取得単位の合計に応じて右のとおり加算します。	・資格審査の基準日において所属する職員が、資格審査の基	60単位以上	10			
継続教育に係る認定プログラムを受講した場合、職員ごと の取得単位の合計に応じて右のとおり加算します。 ※加算対象は建築工事のみ ・資格審査の基準日において所属する職員が、資格審査の基 準日の前日から起算して5年前の日までの間に公益社団法 人日本造園学会の認定した継続教育に係る認定プログラム を受講した場合、職員ごとの取得単位の合計に応じて右の とおり加算します。 ※加算対象は造園工事のみ ・ 100単位以上250単位未満 ・ 250単位以上 10 200単位以上250単位未満 ・ 6 150単位以上200単位未満 ・ 6 100単位以上150単位未満 ・ 7 100単位以上150単位未満 ・ 7 100単位以上150単位未満 ・ 7 100単位以上100単位未満 ・ 7 100単位以上100単位未満 ・ 7 100単位以上100単位未満 ・ 7 100単位以上50単位未満 ・ 8 1 100単位以上100単位未満 ・ 8 1 100単位以上100単位未満 ・ 9 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	準日の前日から起算して5年前の日までの間に公益社団法	48単位以上60単位未満	8			
の取得単位の合計に応じて右のとおり加算します。 ※加算対象は建築工事のみ ・資格審査の基準日において所属する職員が、資格審査の基 準日の前日から起算して5年前の日までの間に公益社団法 人日本造園学会の認定した継続教育に係る認定プログラム を受講した場合、職員ごとの取得単位の合計に応じて右の とおり加算します。 ※加算対象は造園工事のみ (7) 新規学卒者の雇用に関する事項 資格審査の基準日において常時雇用している場合 ① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するおおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	人日本建築士会連合会又は建築CPD運営会議の認定した	36単位以上48単位未満	6			
※加算対象は建築工事のみ 1単位以上12単位未満 1 ・資格審査の基準日において所属する職員が、資格審査の基 250単位以上 10 準日の前日から起算して5年前の日までの間に公益社団法 200単位以上250単位未満 8 人日本造園学会の認定した継続教育に係る認定プログラム 150単位以上200単位未満 6 を受講した場合、職員ごとの取得単位の合計に応じて右の 200単位以上150単位未満 4 とおり加算します。 201単位以上150単位未満 2 ※加算対象は造園工事のみ 1単位以上50単位未満 1 (7) 新規学卒者の雇用に関する事項 資格審査の基準日の前日から起算して3年前の日までの間に次のいずれかを満たす者を、資格審査の基準日において常時雇用している場合 10学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 5 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 (上限2人)職業訓練校の課程 (在職者訓練を除く。)の修了者 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 1 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 3 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	継続教育に係る認定プログラムを受講した場合、職員ごと	24単位以上36単位未満	4			
・資格審査の基準日において所属する職員が、資格審査の基 準日の前日から起算して5年前の日までの間に公益社団法 人日本造園学会の認定した継続教育に係る認定プログラム を受講した場合、職員ごとの取得単位の合計に応じて右の とおり加算します。 ※加算対象は造園工事のみ 1単位以上150単位未満 100単位以上150単位未満 2 1単位以上150単位未満 2 1単位以上150単位未満 1 100単位以上150単位未満 1 100単位以上150単位未満 2 1単位以上100単位未満 2 1単位以上50単位未満 1 1 (7) 新規学卒者の雇用に関する事項 資格審査の基準日の前日から起算して3年前の日までの間に次のいずれかを満たす者を、資格 審査の基準日において常時雇用している場合 ① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、 大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 (上限2人) 職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	の取得単位の合計に応じて右のとおり加算します。	12単位以上24単位未満	2			
準日の前日から起算して5年前の日までの間に公益社団法 人日本造園学会の認定した継続教育に係る認定プログラム を受講した場合、職員ごとの取得単位の合計に応じて右の とおり加算します。 ※加算対象は造園工事のみ (7) 新規学卒者の雇用に関する事項 資格審査の基準日の前日から起算して3年前の日までの間に次のいずれかを満たす者を、資格 審査の基準日において常時雇用している場合 ① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 (上限2人) 職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	※加算対象は建築工事のみ	1単位以上12単位未満	1			
人日本造園学会の認定した継続教育に係る認定プログラム を受講した場合、職員ごとの取得単位の合計に応じて右の とおり加算します。 ※加算対象は造園工事のみ (7) 新規学卒者の雇用に関する事項 資格審査の基準日の前日から起算して3年前の日までの間に次のいずれかを満たす者を、資格 審査の基準日において常時雇用している場合 ① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、 大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 (2) 職業削練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	・資格審査の基準日において所属する職員が、資格審査の基	250単位以上	10			
を受講した場合、職員ごとの取得単位の合計に応じて右のとおり加算します。 ※加算対象は造園工事のみ (7) 新規学卒者の雇用に関する事項 資格審査の基準日の前日から起算して3年前の日までの間に次のいずれかを満たす者を、資格審査の基準日において常時雇用している場合 ① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 (上限2人)職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	準日の前日から起算して5年前の日までの間に公益社団法	200単位以上250単位未満	8			
とおり加算します。 ※加算対象は造園工事のみ (7) 新規学卒者の雇用に関する事項 資格審査の基準日の前日から起算して3年前の日までの間に次のいずれかを満たす者を、資格 審査の基準日において常時雇用している場合 ① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、 大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 (法限2人) 職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	人日本造園学会の認定した継続教育に係る認定プログラム	150単位以上200単位未満	6			
※加算対象は造園工事のみ (7) 新規学卒者の雇用に関する事項 資格審査の基準日の前日から起算して3年前の日までの間に次のいずれかを満たす者を、資格 審査の基準日において常時雇用している場合 ① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、 大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	を受講した場合、職員ごとの取得単位の合計に応じて右の	100単位以上150単位未満	4			
(7) 新規学卒者の雇用に関する事項 資格審査の基準日の前日から起算して3年前の日までの間に次のいずれかを満たす者を、資格 審査の基準日において常時雇用している場合 ① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、 大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	とおり加算します。	50単位以上100単位未満	2			
資格審査の基準日の前日から起算して3年前の日までの間に次のいずれかを満たす者を、資格審査の基準日において常時雇用している場合 ① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8)働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	※加算対象は造園工事のみ	1単位以上50単位未満	1			
審査の基準日において常時雇用している場合 ① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	(7)新規学卒者の雇用に関する事項					
① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、 大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	資格審査の基準日の前日から起算して3年前の日までの間に次のいずれかを満たす者を、資格					
大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者 ② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8)働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	審査の基準日において常時雇用している場合					
② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等 職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8)働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	① 学校教育法に規定する中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部又は高等部、					
職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者 (8)働き方改革等推進企業の認証等に関する事項 資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進 企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校の卒業者					
(8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項	② 職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設又は職業訓練法人が設置する認定高等					
資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	職業訓練校の課程(在職者訓練を除く。)の修了者					
 ① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、 	(8) 働き方改革等推進企業の認証等に関する事項					
企業として認証を受けている者 ② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	資格審査の基準日において、次のいずれかに該当する者である場合					
② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者 ③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	① 青森県が実施するあおもり働き方改革推進企業認証制度に基づくあおもり働き方改革推進					
③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって、 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	企業として認証を受けている者					
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、	② 青森県が実施する青森県健康経営認定制度に基づく認定を受けている者					
	③ 常時雇用する労働者が100人以下の一般事業主行動計画の策定義務がない事業所であって 、					
	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、					
労働局に届出をしている者 (一般事業主行動計画の計画期間が過ぎたものを除く。) 5	労働局に届出をしている者 (一般事業主行動計画の計画期間が過ぎたものを除く。)					

(9) 更生保護協力雇用主の登録に関する事項			
資格審査の基準日において、 刑務所出所者等の改善更生に協力する協力雇用主として青森保護			
観察所に登録している者である場合			

- 入札参加資格者を下記の等級に区分しています。各等級の格付基準及び発注工事設計金額は表のとおりです。
 - ※ただし、市内に本店を有する者の新規登録から2年目までの取扱いについては、次のとおりとします。
 - ・工事種別が土木・建築・電気・管・舗装のいずれかに該当する場合であって、かつ、新規の登録の場合は、最下位等級に格付けします。
 - ・工事種別が土木・建築・電気・管・舗装のいずれかに該当する場合であって、かつ、新規の登録から2年目の場合は、認定の 有効期間における本来の等級の直近下位の等級に格付けします。ただし、本来の等級が最下位の場合は最下位等級に格付けしま す。

十木工事

65 AT			7000		
等級	総合評定 値区分	建設業許可区分	技術者数区分	発注工事設計金額	
特A級	1,000以上	特定	国家資格1級を有する技術者が5名以上かつ国家資格1級又は2級の資格を有する技術者の合計が10名以上	4,000万円以上	
A級	900以上	行化	国家資格1級を有する技術者が1名以上かつ国家資格1級又は2級の資格を有する技術者の合計が5名以上	3,000万円以上7,500万円未満	
B級	800以上			1,000万円以上3,000万円未満	
C級	690以上	特定又は一般		400万円以上1,000万円未満	
D級	690未満			400万円未満	

建築工事

<u> </u>					
	格付基準				
等級	総合評定 値区分	建設業許可区分	技術者数区分	発注工事設計金額	
特A級	960以上	特定	国家資格1級を有する技術者が3名以上かつ国家資格1級又は2級の資格を有する技術者の合計が6名以上	6,000万円以上	
A級	820以上	付化	国家資格1級を有する技術者が1名以上かつ国家資格1級又は2級の資格を有する技術者の合計が3名以上	5,000万円以上1億円未満	
B級	680以上	特定又は一般		1,500万円以上5,000万円未満	
C級	680未満	付た人は一般		1,500万円未満	

電気工事

<u></u>				
	格付基準			
等級	総合評定 値区分	建設業許可区分	発注工事設計金額	
A級	920以上	特定	3,000万円以上	
B級	730以上	特定又は一般	1,500万円以上3,000万円未満	
C級	730未満	付た人は一般	1,500万円未満	

管工事

	格付基準			
等級	総合評定 値区分	建設業許可区分	十	
A級	880以上	特定	3,000万円以上	
B級	710以上	特定又は一般	1,500万円以上3,000万円未満	
C級	710未満	付化人は一般	1,500万円未満	

舗装工事

	格付基準			26.33 — +=0.51 A.+T		
等級	総合評定 値区分	建設業許可区分	技術者数区分	発注工事設計金額		
A級	910以上	特定	舗装施工管理技術者が1名以上	1,500万円以上		
B級	820以上			800万円以上1,500万円未満		
C級	700以上	特定又は一般		500万円以上800万円未満		
D級	700未満			500万円未満		

(3)参加資格欄の各工事種別は略称で表示しています。

正式名称は、次のとおりです。

略称	工事種別(正式名称)	略称	工事種別(正式名称)	略称	工事種別(正式名称)
土木	土木工事	鋼	鋼構造物工事	熱	熱絶縁工事
建築	建築工事	鉄筋	鉄筋工事	通信	電気通信工事
大工	大工工事	舗装	舗装工事	造園	造園工事
左官	左官工事	しゅ	しゅんせつ工事	さく	さく井工事
とび	とび・土工・コンクリート工事	板金	板金工事	建具	建具工事
石	石工事	ガラ	ガラス工事	水道	水道施設工事
屋根	屋根工事	塗装	塗装工事	消防	消防施設工事
電気	電気工事	防水	防水工事	清掃	清掃施設工事
管	管工事	内装	内装仕上工事	解体	解体工事
タイ	タイル・れんが・ブロック工事	機械	機械器具設置工事		